

服装容姿の規定（R6年3月改定）

本校では身なり、制服指導において自己指導能力（その時、その場でどのような行動が適切であるか、自分で考えて、決めて、実行する能力）の育成を目指します。なお、服装容姿に関して、学校が必要と判断した場合、相談会を持つこともあります。

（１）服装について

① 制服の選択

制服は、ワイシャツ・学ラン・スラックスを着用するタイプ（写真左）または、セーラー・ブレザー・ベスト（選択）・ブラウス・リボン・スカートを着用するタイプ（写真右）のどちらかを選んで着用することができる。また、どちらのタイプも所有し、着用することはできるが、２つのタイプを組み合わせることはできない（スラックスにセーラー、スカートに学ランなど）。



スラックスタイプ（左：夏服 右：冬服）



スカートタイプ（左：夏服 中・右：冬服）

② 服装の共通規定

- ア 西原東中学校制服指定店で購入し、上下とも身体のサイズにあった制服を着用する。
- イ 制服の変形着用は禁止。
- ウ 自分の名前（姓だけ）を左胸に刺繍で入れる。ただし、姓が同じおさがりは直さなくてもよい。【令和6年度 1年：赤 2年：緑 3年：オレンジ】
- エ 制服の中は、襟元や袖口から出ないように肌着等を着用する（ハイネック等禁止）。
- オ 外履きは、体育授業や部活動、緊急避難時で使用する運動シューズを履くこと。
- カ 内履きは、学校指定のシューズを履くこと。
- キ 4月～11月頃は夏服とし、12月頃～調整期間に入り、冬服完全実施に移行する。
- ク 夏服の場合、寒い時は、上からジャージを着てもよい。
- ケ 冬服では、登下校時に学ラン・ブレザーを着用し、寒いときでもジャージは着用しない。
- コ 衣替え調整期間で、夏服・冬服どちらを着てもよい場合、寒い時は、クとケに準ずる。

③ スラックスタイプの規定

- ア ベルトの色は黒・紺・茶系とする。
- イ ワイシャツはスラックスの中に入れ、第1ボタンまたは第2ボタンから閉める。
- ウ 学ランを脱ぐ場合は夏服を着用する。
- エ 学ランの中から夏服以外の服を着用している場合は、学ランを脱いではいけない。（※但し教科担当で許可があった場合、学ランは脱いでよい。）
- オ 指定のボタンを5個つけ（袖ボタンもつける）、第1ボタンから閉める（フックは閉めなくてよい）。

④ スカートタイプの規定

- ア リボンをつけ、ホックでとめる。
- イ スカートの裾の長さはひざを覆う程度とする（膝立ちをして裾が床につく長さ）。
- ウ 冬服は上から、ブレザー、ベスト、ブラウス、肌着の順とする。ブレザーとベストは、自分の判断で脱いでもよい。
- エ セーラー、ブラウス、ベストのボタンをすべて閉める。

(2) 服装以外の規定

- ① 頭や眉毛の「そり」等は原則として禁止（必要な場合は許可申請書を提出する）。
- ② 髪の毛の切り方の禁止例：ライン、アシンメトリー、モヒカン、ドラゴンカットなど
- ③ パーマ・化粧類・髪染め、整髪料類は原則として禁止とする。ただし、ストレートパーマは可とするが、髪が赤くならないように気をつけること。
- ④ 髪をまとめるピンやゴム等は黒・紺・茶系を推奨する。シュシュは可。パレッタは禁止。
- ⑤ アクセサリー類(ネックレス、ピアス、ブレスレット、ミサンガ、サングラス)は禁止（必要な場合は許可申請書を提出する）。

【通学用カバンについて】

- ① その日の授業(6校時分)に必要な教科書、ノート、その他の学習用具が入る大きさであること（例：リュックサック、デイバッグ、スポーツバッグ、ショルダーバッグ等）
- ② 補助バッグは、教科書やノート以外の学習用具(体育着、その他必要なもの)を入れるようにする。
- ③ ナップザックやエコバッグ、紙袋等は、カバンの代用としない。

許可申請の手続きの流れ

